

# 研究通信

No. 113  
1978年10月刊  
村落社会研究会  
事務局  
宇都宮大学教育  
学部社会学研究室  
(宇都宮市峰町350)

## 村落社会研究会

### 第二六回大会特集号

日 時  
一九七八年一〇月二五日(水)・二六日(木)  
場 所  
山梨県河口湖町「富士桜荘」  
(詳しくは後掲の記事参照のこと)  
共通課題  
農村自治—史的展開と現状—

## 大会プログラム

第一回目(一〇月二十五日)

〔自由報告〕(報告時間三〇分・質疑一〇分)

午前九時

開会

(1) 九・〇〇・九・四〇 杉岡直人「地域農業の組織化と生産

組織の展開返程」

(2) 九・四〇・一〇・一〇 千葉恵美子「農村社会の変容に関する一考察—兼業化による影響を中心として—」

(3) 一〇・二〇・一一・〇〇 安信恒雄「北海道酪農村における農家生活と農民層の営農志向」

〔課題報告〕(報告時間五〇分・質疑一〇分)

司会 安孫子麟・島崎稔・菅野正・松本通晴

(1) 一一・〇〇・一一・〇〇 佐々木豊「町村是調査と農村自治」

#### 〔昼 食〕

午後

(2) 一・一・三〇・二・三〇

高木正朗「明治末・大正前半期町村『自治』政策の展開と町村行政担当者—優良村・七谷村の小野周平の地方改良事業—」

(3) 二・二・三〇・三・三〇

岩本由輝「農民運動の基盤について—山形県農民運動史の事例から—」

(4) 三・三・三〇・四・三〇

白樺久「兼業農民の労働・生活過程と農村自治の変容

〔安城市高棚町の事例研究—〕

四・三・〇・五・二〇 総会

五・二・〇・六・三〇 体憩・入浴

六・三・〇・一 懇親会

第二回目(一〇月二十六日)

午前

(5) 九・〇〇~一〇・〇〇

不破和彦・松岡昌則・「労働・農民運動の展開と地域の政治構造―主に農村住民の自治能力の発展をめぐって―」

(6) 一〇・〇〇~一一・〇〇

山本英治「農村地域の社会変動と土地改良区」

(地区研究会報告) (報告時間一〇分)

(1)

東北地区研究会・大川健嗣

(2)

関東地区研究会・長谷川昭彦

(3)

関西地区研究会・松本通精

(4)

南部地区研究会・中村正夫

### [昼 食]

午後一・三〇~四・三〇(終了後散会)

以 上

### 大会会場案内

○ 会場・宿舎 山梨県南都留郡河口湖町船津三ノ段

地方職員共済組合富士保養所「富士桜庄」

(電)〇五五五七一三一一二三一・一二三二

○ 宿舎までの交通案内

中央線大月駅乗り換え富士急河口湖駅下車。ここからこちらの

準備したマイクロバスで御案内いたします。

タクシーですと一一〇円ぐらいです。

河口湖駅への交通便バス利用は、以下の通りですが、時刻は各自でおしらせ下さい。

(バス路線)

(a) 新宿—河口湖駅(富士急、京王帝都)

(d) 三島駅—河口湖駅(富士急)

(c) 甲府駅(富士急)

(マイクロバス発車時刻表)

河口湖駅—宿舎

一〇月二四日(火曜日)

一六・三〇分(※中央線直通「かわぐち三号」新宿一四・

一四分発)

一八・四〇分

二〇・三〇分(※中央線直通、新宿一七・一〇分発の便、及

一〇月二五日(水曜日)

び高尾始発一八・三六分発)

九・四〇分(中央線直通「かわぐち一號」新宿七・三〇発)

一一・〇〇分

一三・〇〇分

一六・三〇分(※中央線直通)

※なおマイクロバスの利用は一回につき一〇〇円です。

○ 宿泊・参加費等

○宿泊費 一泊 三、〇〇〇円

○食費 朝食 五〇〇円

○昼食 五〇〇円前後

○夕食 一、六〇〇円

・懇親会 一、五〇〇円（ただし、夕食の注文をしていない方は  
夕食費一、六〇〇円をプラス）

・大会参加費  
一、〇〇〇円

○ 参加申込の変更・追加受付の件

- (1) 十月二十三日までは、山梨大学教育学部社会学教室（山梨県甲府市 田四丁目 山梨大学教育学部内）あるいは、服部治則（TEL ○五五二（五三）六六九八）、似田貞香門（TEL ○四五四（七四）七八三八）まで申込すれば受けつけます。
- (2) 十月二十四日午後四時以降と二十五日までは、大会会場で「大会事務局」を呼びだし、変更、追加について申込んで下さい。
- （大会事務局 山梨大学）

## お願い

大会に出席される方は、本「研究通信」を「持參下さい。  
大会場では、大会プログラム・報告要旨を特に用意してあります。



# 報告要旨

## 地域農業の組織化と

### 生産組織の展開過程

北海道大学 文学部

杉 岡 直 人

#### 一、問題の所在

農業生産組織に対する社会学からのアプローチは昭和三〇年代の後半から四〇年代にかけて「農業の共同化」をめぐり「新しい機能集団の形成・展開と農業社会の変動」の問題を中心に取り上げてきた。

現在では、農業の地域的組織化、即ち「地域農業の組織化」という動きのなかで生産組織の問題が扱われることが多くなっている。

- 〔地域的組織化の特徴を整理するならば、つぎのようである。  
〔兼業化の進展と後継者問題〕およびそれに伴なう農業就業人口の老年化による労働力不足に対する対応策  
〔官業団地等の形成にみられる集落再編の動きは地域社会の再組織化に結びつくこと  
〔経営の専門化が複数の専門化した農家群の統合→地域複合化として分業システムを構成すること

四農協をはじめとする関係諸機関が組織化の推進主体となつて大型機械、共同利用施設を基軸とする「経営体としての農家の統合」をはかるものであること

これらの農業の地域的組織化にみられる特徴をまとめて表現するならば、農業問題の「地域課題」解決が志向されているといつてよいであろう。

けれども、はたして地域課題の解決策が同時に個々の農家がかかえている諸課題の解決に結びついているのかという問題がある。即ち、「地域農政」重視の考え方を示しているといわれる第三次農業構造改善事業の構想にいうところの「共益」が「私益」になりうるのか。

この二つの矛盾が止揚されるのか、どうかという疑問が生ずる。本報告では、「地域農業の組織化」のなかで、その組織単位である生産組織・農家間のコンフリクトの構造について考察する。調査事例は、北海道の稲作中核地帯である空知管内深川市のK部落（全二〇戸）で、昭和五二年四月に悉皆調査を行つた。（1）

## 二、組織化過程と生産組織の展開

深川市は昭和三八年に町村合併によつて生まれたが旧町村単位に六農協が分立しており、各農協ごとに組織化への対応が異つてゐる。（2）

そのなかで、組織化に積極的に取り組んできた深川市農協の場合、組織化の段階区分を試みるならば、およそIV期に設定できる。

第一期（昭和三八・四〇年）は、昭和三七年の農業法人制度にもなり、主として機制面での経営改善をめざした部落（＝農事組合）を組織単位とする全地区レベルでの農事組合法人の形成期である。

この時は、昭和三八年四月現在において二七の農事組合法人が組織され、参加率は全農家四六〇戸のうち四三四戸（九五.七%）の高さを示した。

第二期（昭和四一年～四年）は、失業保険受給をめぐる法人の税対策に対する批判や、組織規模の大きさによる運営の難しさなどから昭和四一年四月の農事組合法人の解体と「出帶」法の再編がなされた時期になる。

この期に機械化の前段階として農業構造改善事業の基盤整備事業が進められ、トラクター利用組合の形成がみられた。

調査対象地区のK部落では昭和四四年にトラクター利用組合が一五戸（全二〇戸）により構成された。

第三期（昭和四五・四九年）は、先行する農業構造改善事業導入（基盤整備の進行）とともに、トラクター作業を中心とする機械化の展開期であり、トラクターの共同利用、共同田植えを一本の柱とする宮農集団の形成期である。

この宮農集団は、農業改良普及所の技術、運営指導により、深川市で特に組織化が進められていくが、農協の「宮農集団化構想」（昭和五一年七月）により将来の農業展望をみるなら以下の如くである。（3）

### 一、専業農家の減少と兼業農家の増加

二、農地の質貸借、農業経営の委託、農作業の委託農家の増加

三、規模拡大を志向する農家とそうでない農家の分化

四、経営規模に結びつかない高性能・高価格農業機の出現

こうした変化に対応する新しい農業経営の戦略に生産組織（宮農集団）を位置づける際の基本的な考え方は、つきのとおりである。

一、高性能・高能率農業機械の過剰投資の防止ができる。

二、農地の賃貸借、農業経営の受委託が容易である

三、統一された高い技術水準が維持できる

四、高能率、高生産性の追求ができる

五、生産基盤の保証ができる

この場合、基準となる集団の規模は一戸平均五ヘクタールで五一〇戸の集団を構想している。

第IV期（昭和五十年）は、これらの營農集団が、昭和四〇年代後半の動力田植機、自脱型コンバインの普及とともに、田植から収穫作業までの機械化一貫体系の確立を迎えた段階といえる。けれども、集団で作業をする上で機械化が進んで個々人の能力差を問題にすることがなくなり、組織としても効率的な要素をもつことが可能になつたにもかかわらず、集団への参加率・組織率が低下しているのはなぜか

現実に出されている問題はいくつある。

例えば

〔一〕作業集団によって行なうことにより、高令者世帯の農家や兼業農家の増大を可能にし、作業の効率性は追求しにくいこと

〔二〕機械化が進むにつれ労働力の余剰が生じ出役労力を制限して

いよいよ集団では、労働力のかさむことによって、機械化が省力化に結びつきにくい面がでている

〔三〕出役労力の差が生じてくると個々の農家間の現金支払い分の差を契機に規模の大きく出役労力の少ない農家は個別志向になりやすい

〔四〕一方において、高齢者世帯の農家は、集団に対する貢献度が低いために農家間の不満をもたらす。

〔五〕オペレーターが特定の者にかたよる場合、手取賃金の格差が

ひろがり、加えて機械化が進んでオペレーターに対する依存度が高まるために、オペレーターに支払う報酬と兼業による収入のバランスを考えなければオペレーター不足に陥る等の問題が生じつつある。

こうした諸問題に対する現段階の対応策は極めて効果の期待できないものとなっている。

普及所などが示している問題解決の方策（4）は、

〔一〕運営上の摩擦を避けるために責任分担を徹底させ、話し合いの場をもつこと

〔二〕オペレーター料金を出面、出稼ぎ收入に対応するように引き上げる。

〔三〕オペレーターの後継者養成

〔四〕労働力の余剰による問題を解決するため老齢者、婦人等の出役を制限する

等々であるが、本来、生産費の引き下げをはかる集団化の構想が「共益」を実現するレベルと、「私益」を満足させるレベルの致をみるといかに困難であるかが理解される。

### 三、結論

「地域農業の組織化」のなかで、生産組織の問題を扱う際の視点として、集団の分化と統合を設定しうるのではないか。

つまり、一方における組織化が統合をはからうとするものであるなら、他方における集団の離脱、再組織化は分化の過程として位置づけられる。

この二つの過程の同時的展開が生産組織の変容をとらえるべきで手がかりとなる。

効率性を追求する組織化の動きは、現実の諸問題に合うとき、

大きな障害をもつてゐるのであり、コンフリクトの多元的な形態を見出ことになる。

農業における「地域課題の解決」は個々の農家の課題解決に結びつけることの難しさを体験しつつあり、生産組織それ自体の閉塞が社会の閉塞へと向って実質的な統合の原理をもちえないままに部落の空洞化が進んでいる。

#### 注

(1) 本研究は全国農業協同組合中央会、昭和五一年度協同組合研究奨励事業(研究課題「生産組織の形成過程における農業協同組合の役割に関する研究」代表者関 清秀)および「農業法人問題研究会」(北海道農業会議主催)における調査活動結果の一部である。

関連報告としては、「農業の組織化と農協の役割」(第二五回北海道社会学会大会、一九七七)

「農業の地域的組織化と農家の対応」(第五〇回日本社会学会大会、一九七七(共同報告))

「北海道の稲作中核地帯における生産組織の展開過程」(第五回日本社会学会大会、一九七八)をおこなった。

(2) 七戸長生「個別経営の与件としての農協」試論」「北海道大学農経論叢」三〇、一九七四

(3) 深川市農業協同組合「宮農集団化構想」一九七六

(4) 深川市農業改良普及事業推進協議会「昭和五一年度宮農のしおり」一九七六

#### 参考文献

一、七戸長生「稲作地帯における宮農機械の利用システムに関する調査研究」「大型農機械の利用システムに関する調査研究」

二報一九七四、二二二四頁

二、村山哲朗「北海道における農業機械共同利用組織の現況と方向」「北海道農林研究」第五〇号 一九七六 北海道立総合経済研究所

三、佐藤 勉・谷田部武男「農業生産組織の展開過程」「日本文化研究所研究報告」別巻第一五集、東北大学日本文化研究所一九七八

## 報告題目

### 農村社会の変容に関する一考察

—兼業化における影響を中心として—

北海道大学 文学部  
千葉 美恵子

#### I 序

近年、農村社会は大きな変容を遂げてきている。中でも、兼業農家率は九割近くを占めるに至っており、兼業化は農村社会変容の主要な要因なしてきている。

このような状況を惹き起した要因としては、第一に昭和三〇年以降の高度経済成長とともに工工業化と、それにによる農村からの人口流出があげられる。

第二には、日本の農業に特質的な零細性があげられる。

農業經營自立化の困難性が、農家を兼業化へ向かわせることになつた。

兼業農家の増加、特に兼業依存度の高い第二種兼業農家の増加は、日本の農業の発展に対して由々しき問題をなげかけている。すなわち、兼業とは本来「片手間仕事」であるべきものであるが、その依存度を高めることによつて、逆に農業の方が「片手間仕事」の性格を強くしてしまつと考えられるからである。

しかしながら、日本の農村がこのような状況下にあるとはいゝ、兼業化のタイプ及びそれにともなう農村社会の変容は、その農村の立地条件や社会構造上の違い等によつて異なるものと思われるには見られなくなつてしまつと考えられるからである。

農家がどの道を選択するかは、農村をとりまく外的条件に規定されると同時に、その農村社会自体がもつ内的条件によつても規定されるものと考えられる。

具体的には、その農村社会において兼業農家がかなりの数を占めるなかで、専業農家が農業經營に対する積極的姿勢を崩し、兼業を志向していくことも考えられるし、農業經營に対する革新的な農家範として定着していくなかで他の農家の農業經營に対する姿勢に刺激を与え、兼業化を阻止することも考えられる。

農村社会で守られている規範に關しても、多様な職業従事者を含むといふ意味での住民構成上の異質化及び利害関心の異質化をもたらす兼業形態を取る農家が多数を占める過程の中で、規範が弛緩していくものと考えられる。

農村社会の変容は、外的条件によつてだけ規定されるのではな

く、農村社会内でのソーシャルプロセスによつても規定される。

従来、農村社会の変容は、單に外的条件に押し潰されていく農家、常に受動的な農家にだけ注目してきたよう思われる。

本報告は、この点を踏まえながら、兼業化による影響を中心とした農村社会の変容について考察を加える。

一九七七年に実施した岩手県一関市内の二部落の比較調査に基づき恒常的な兼業でかつ農村から都市へ通勤するという形態を取つてゐる兼業農家（以下、この形態を取つてゐる農家を「通勤兼業農家」と呼ぶ。）を扱い、その（1）進行状況、（2）外的要因、（3）それにともなう家族内の役割変化、（4）農業經營に対する意識の問題を扱う。

## II 対象地の概況

一関市の概況。通勤兼業農家成立の外的要因として、近郊都市に農村から労働力を吸収するだけの雇用力を必要とするので、まず第一に当該農村の立地条件があげられる。一関市は、岩手県の南端に位置する人口約五万九千人で、岩手県南・宮城県北等の周辺農村を通勤、通学、医療圈とする小都市である。

雇用力という点から一関市の産業動向をみると、昭和三十九年にゼネラル電子の工場（従業員五〇〇一～一〇〇〇人）を、昭和四十五年に東北日本電気の工場（従業員約二、〇〇〇人）を一関市が誘致しており、事業所従事者数の推移等からも、最近は不景気で雇用力も伸び悩みの傾向があるが、昭和四十八年頃まではかなり余裕があつたものと思われる。

二部落の概況。二部落は一関市の中心市街地の西方に位置する山間の稲作地帯で、地理的に隣接している。両部落は、かつて異なつ

た村に属し、両部落を結ぶ道路も建設されていなかつたことから、ほとんど交流がなかつたが、近年道路が建設され、農業協同組合での活動をともにする機会が多くなり、交流が行わるようになつてゐる。

A部落は、昭和五十二年三月現在で総人口八十六人、世帯数一九戸、内農家一五戸、非農家四戸（商店一戸）あり、B部落は、昭和五十二年八月現在で総人口六十八人、世帯数一三戸で、非農家は含まれてゐない。

### III 分析結果

#### (a) 通勤兼業化の進行状況

二部落の通勤兼業化の進行上の共通点は、以下のとおりである。

(1) 通勤兼業化が進行していること、(2) 勤務先が主に一関市内（特に中心市街）であること、(3) 長男（後継者）の通勤兼業化が目立つてきていること等があげられる。

相違点としては、第一に通勤兼業農家の全体に占める割合の違い（A部落一五戸中一二戸で「非農家を含めると一九戸中一六戸、従事者数は農家内で一六人非農家九人、B部落一一三戸中七戸で従事者数一人）があげられる。

第二に、通勤兼業化の開始時期の違いがあげられる。A部落では、戦前から農業以外の仕事を持つていた農家が四戸あり、その後は昭和四〇年代前半から通勤兼業化が急激に進行し、B部落では昭和四〇年代後半から進行し、五年程B部落の方が遅れてい。

第三に、通勤兼業從事者の家族内地位の違いがあげられる。A部落では、世帯主（三世代家族の場合、二世代目の夫を指す）が圧倒的に多く、次に長男（ないし後継者）が多いが、B部落では長男が多く世帯主はあまり多くない。

#### (b) 通勤兼業化の内的要因

通勤兼業化の内的要因を明らかにするに当つては、兼業の比重から各農家の經營を類型化し、兼業化の開始時期、農業經營規模、家族構成（世代構成）との関連について分析した。分析の結果、交通の便が良く、各農家の水田經營面積に格差があり、通勤兼業化の進行度の高いA部落では、通勤兼業化が經營規模に規定される時期と家族（世代構成）に規定される時期の二段階があることが明らかとなつた。

第一段階では、水田經營面積が一・〇ha以下の農家が通勤兼業化し（戦前から農業以外の職業を持つていた農家を含めると昭和四〇年前半までに通勤兼業化している）、兼業の比重の大きいグループ（第二種兼業農家）を形成している。

第二段階では、上記以外の農家が、長男が学校（中学もしくは高校）を卒業すると同時に通勤兼業化（昭和四十年半ば頃から）している。現在、通勤兼業化していない農家は、学令期（長男が中学生）にある子供を持つ世帯である。したがつて、近郊都市に就職の機会があれば、学校卒業と同時に通勤兼業化していくものと思われる。

B部落においては、前記した要因間の関連性はみられなかった。

#### (c) 通勤兼業化とともに農家の役割変化

この点に関しては、農業從事、通勤兼業從事、家計管理、対社会活動の役割分担が兼業化によつて如何に変化したかを分析した結果、次の点が明らかとなつた。

第一に、A部落では農業基幹労働者が父—母—妻の型が多くなっていること、第二に一部の農家に於て家計管理権の分割ないし早期譲渡がみられたこと、第三にA部落では「部落会」への出席者が通勤兼業從事者以外の者の場合が多く、したがつて世帯主以外の者の出席が目立つてゐるが、B部落では世帯主の出席率が高くなつて

ることである。

(d) 農業経営に対する意識

A部落では、経営規模の拡大の意志ある農家は皆無し、通勤兼業農家では通勤兼業の続行、その他の農家では通勤兼業志向が明らかにされた。B部落では、通勤兼業農家と非通勤兼業農家の別なく、経営規模の拡大の希望を持つ農家が半数を占め、通勤兼業に関しても、

脱兼業農家、専業志向農家、兼業志向農家、態度保留の農家が混在している。

IVまとめ

以上二部落の比較研究からは、部落全体の通勤兼業化の進行度が「部落会」への出席者の家族内地位の変化と農業経営に対する意識に強く影響を与えていくと結論づけることができる。

通勤兼業化の進行度の小さいB部落では、「部落会」への出席者の家族内地位に変化がないのは、多數派を占める非通勤兼業農家がそれを規制しているためであり、A部落では多様な職業従事者を含むという意味での住民構成上の異質化及び利害関心の異質化をもたらす通勤兼業化が高まることによつて部落内のルールが弛緩したためと考えられる。

農業経営に対する意識に関しては、B部落では、多角的で大規模な農業経営を行つてゐる農家が商品作物の栽培の普及に貢献する等部落の模範的存在となつており、農業経営に対する姿勢に強く影響を与えている。それに対して、A部落では、通勤兼業農家が多數派を占める中で、非通勤兼業農家も農業経営に対する積極的姿勢を崩し、通勤兼業志向へ傾いていたものと思われる。

## 北海道酪農村における農家生活と農民層の営農志向

北海道大学大学院 安倍恒雄

### 一問題の所在

わが国の農村社会、したがつてまた農民の生活は現時、きわめて大きな変動を経過しつつある。とりわけ農基法成立後、北海道では、農村部での人口の流出や過疎化の進行、階層的には圧倒的多数の農家の没落、離農化と一部機械化上層の形成にそれは端的に示されている。その中で、農民にとって現在「生産」をどうするかが、最も重要な課題となつて立ちあらわれている。

本報告は、北海道農業の「選択的拡大」部門に位置づけられ、經營の急展開を示した酪農民の生活の実態がいかなるものであるのか、そうして「『生産』をどうするか」という、農民層が現にかかえている問題を農民の営農志向という観点から分析する。

この問題を解くにあたつては、まず次の点に注意する必要がある。  
(1) 第一は酪農專業経営が形成されている地域の生産条件である。草地型酪農地域は、乳牛しか飼うことのできない自然・社会的条件であつたこと、(2)、しかし今日の酪農「大規模」経営の形成にとつて、農業構造改善事業を初めとする政策的補助・施策がきわめて大きな力を有したこと、(3)、このため、酪農経営の形成過程は、農民の独自な対応と同時に、農業を資本主義的に再編しようとする動向が錯綜して進行したこと、(4)、それゆえ、現段階の酪農村の農家生活は、農業生産力の発展による肯定的側面と同時に、否定的側面

が交錯しあい、様々な問題を惹起し、「生産」をどうするかについての営農志向もかかる現実生活を反映しているということ。

## 二、幌延町M部落の概況

幌延町は、サロベツ原野を含む、気候・土地・自然条件の劣悪な地帯に位置し、かつては穀菽を主体とした低生産性地帯として位置づけられた。地域社会そのものの社会的蓄積は極めて低い。冷害に耐えうる農業としての乳牛飼養の試みは戦前からみられ、戦後の開拓者補助としての貸与牛等、酪農振興策によつて次第に定着する。

しかし、日本資本主義の重化学工業段階への到達は、農家の子弟をはじめとする人口の流出、および離農という形で農民層分解を促し、従前とは異なる酪農経営を地域農民層にもたらした。すなわち、昭和三〇年代後半に開始された農業構造改善事業は、混合羣組経営を酪農專業の多頭数飼育経営へと転換する最大の契機となり、農家戸数を半減させた。現在、総人口五、〇〇〇余、農家戸数二〇〇余である。

M部落は市街地に接し、階層的には中層に位置する酪農家と、没落し在村離農した下層農家との計一五戸によつて構成されている。

### 三、分析結果

以下、M部落の実態調査から明きらかになつた点を述べよう。

#### (1) 部落社会の形成と農家の生活

昭和三十五年以前

酪農專業段階に移行する昭和三十五年以前のM部落の農業生産力形成は、沼炭地の排水・暗渠敷設の土地改良が中心であつた。農家戸数は戦争直後一五戸であつたが、その後緊急開拓者の入植があり、昭和三〇年には二九戸まで増加する。現在在村する一五戸の土地規模を昭和二十五年時点でもみると、戦前入植者六戸の間には五町と二〇

町の階層差がみられ、戦後入植者は一〇町規模であった。その後、農家戸数の減少とともに離農跡地の集積が残存農家によつて開始されたが、農業経営の拡大は、家族労働力の多寡に依存した土地規模拡大の方向をとつた。農業生産は馬鈴薯、燕麦を主体とした穀菽農業で、戦前入植者は自給部分を控除した生産物は商品化したが、戦後入植者にとっては開墾と自給食糧確保におわれ、現金收入はもっぱら日雇・馬車追い等の賃仕事に依存していた。昭和二十九・三十年の冷害は、戦後開拓者を以て乳牛飼養にむかわしめ、昭和三五年には搾乳牛三七四頭規模に至り、酪農生産によつて生産力伸長の可能性が与えられはじめる。他方貢労労働收入源は、日雇・臨時雇から、農家の後継者を中心とする恒常的貢労労働従事にかわり、商品経済化のなかで農家経済は半農半労的性格と色濃くし、農家における農業生産力形成の基盤が形成されつつも、農家の生計にとつて貢労労働による家計維持の構造は不可避的な様相をもつに至る。そして、それが後継者の恒常的貢労労働就労であつたことにより、農業経営の継承の問題が浮かびあがつた。

#### (2) 「農業構造改善事業」の導入

M部落における農業構造改善事業は昭和三十九年のことであり、トラクターが導入される。このトラクター導入は、実質的には最前端を切つて酪専化をすすめていた農家一戸によつて行なわれるが、耕作の普及を経て、漸次機械化が進む。トラクターの導入はその後の多頭化の生産力水準を規定するとともに、それまでの土地集積に規定された。すなわち、その後の個別のトラクター所有状況みると、部落の農家戸数が昭和三〇年の二九戸から昭和四〇年の一九戸に減少する過程で、土地を一五町以上集積した農家にトラクターの導入は限られている。昭和四十一年には戦後入植者に未墾地一五町

平均の配分がおこなわれたが、この再配分はそれまでに一五町以上の土地集積をおこなつては機械化と結びつくことはなかつた。土地再配分は、酪農化による生産力上昇が周辺未墾地を經營に包摶しようとする土地の外延的拡大であつたが、当該地区が泥炭地のため、直接に生産と結合するまでには、土地改良など多額の資金と労力を必要とした。その後の経過をみると、機械化した農家がこの未墾地を開墾し、經營内に組織する力を有していと見える。

#### (2) 酪農專業經營の形成と家族的条件

ところで、昭和四〇年までの土地集積の家族的要因として、馬耕手作業段階では家族保有労働力が大きな位置を占めた。M部落の場合、家族労働力の構成を男子基幹労働力の構成においてみると、次の特徴を有していた。昭和三十五年時点に二〇才～四〇才台の壮健な男子とそれ以外の男子労働力（一五才以上の後継者または父）を有する農家が、機械化を可能とする土地集積を行なつては、これに対し、二〇～四〇才台の壮健な男子労働力を保有しない農家や若い世帯主で一五才以上の後継者をもたない農家は一五町以上の土地集積がみられず、機械化していらない。

ここでは次の論理が読みとれる。第一に、馬耕段階では家族のラバ・ステーションの發展段階に規定された家族労働力構成と、これまでの「家」としての土地集積の差が大きな意味をもつたということ。第二にその上に立つての機械化段階では土地と機械と若く労働力の結合のあり方が農家の生産性水準を規定したいということ。とりわけ、機械化と基軸とした資本裝備が、恒常的賃労働兼業に従事していく後継者を農業に復帰させ、農業繼承と生産力發展に大きな要因となつたといふこと。ところでこの段階では、機械化しない農家が

も、質耕+馬耕作業体系で酪農化をめざしており、こうした農家が没落、離農に至るのは昭和四十五年以降である。

#### (3) 「大型酪農經營」の展開—一九七〇年以降での諸問題

昭和四十五年以降、酪農生産は乳業資本の集乳合理化のためのバルク・クーラーの設置を実機に、零細經營の半強制的離農とからなる規模拡大が進行する。機械化は大型機械「一貫」作業体系化として、トラクターの二台目化、高馬力化、作業機械の高度化、畜舎内においては、畜舎の拡充と施設・設備の整備、また多頭化にみる飼料確保のための土地改良、草地改良等々の資本投下を必要とする段階に至る。そこには、「大型酪農經營」への胎動の中での「家」としての対応、つまり「後継者確保の問題」が存する。この期、M部落の農家は七戸にまで減少する（離農した農家は土地を保有したまま在村する形をとり、一部は老人世帯としてとり残され、家族の解体、生活問題があからさまになる。他方、上向した酪農「大規模」經營農家にあつては、規模拡大によって「市街地と同じ人並の生活ができるようになつた」という生活水準の上昇がありながらも、負債の累積、經營費の増大、經營費に占める資金返済分の増加は、經營を圧迫し、生活に対する不安を大きくしている。また、多頭化による労働量の増加は、これ以上の規模拡大は限度であるという「危機」意識を生じさせている。

以上のことを整理すると、次のこと事が指摘できる。①開発のおくれた低生産性地域における農業生産の發展が、酪農振興施策による社会的資本の投下によつて、農業生産力を促進したが、個別農家にとっては、生活と生産の単位として、自然条件をどう克服して蓄積を行なうかは、もづけた家族的条件にかかっていた。②そうした状

況にあつた農業生産を、社会的な力で資本の論理にそつて再編しよ

うとしたものが農業機械化であつた。集乳合理化政策であつた。

農業における機械化は、重化学工業の生産力の結果をどう農業に結合し、農業生産力を形成するかという点では重要な課題を農民層に提起したが、それは個別農家の土地と労働力と資本の蓄積に委ねられた。このことによつて、農民層の階層分化・分解がすすんだ。

かしながら、上向した農家といえども、現実生活における矛盾は増大しており、「生産」をどうするかという問題が、生活の問題とりわけ家族協業体内での分業体制と不可欠に結びついて惹起しているということ。つまり、「大型酪農」経営においても、家族協業の問題が、かつての「家」の問題とはレベルを異にした段階で問題とされざるを得ない。それは「「生産」をどうするか」という、「家」としての営農志向にふくらむかわる問題領域を構成する。地域社会自体として、社会化されえない個別経営という枠組の中に閉じこめられている。その中で、「規模にみあう集約化」をどうするかという局面を酪農民は迎えている。しかし、それは農民にとつて、土地と労働力と資本をどう有機的に結合させいかといふ問題であると同時に、農業の資本主義的再編のなかで進んだ、農協の管理機能の強化、乳価決定機構の政治化、自治体行政の中央行政の末端構化、部落の機能解体、技術普及の官僚化などをどう改編するかというより社会化された問題へ、すなわち地域社会として「下から」の農村社会確立の問題と連鎖せざるを得ない領域を構成する。

## 町村是調査運動と農村自治

佐々木 豊

(1) 「農村自治の史的展開と現状」を課題とする時、「農村」、「自治」の概念規定を始め、さまざまな論議がなされるよう。今、その論議に参加する能力も余裕もないが、「農村自治」が字句的にいわれる明治後期に山崎延吉等の農村自治論、あるいは地方改良運動の中で、「農村自治」遂行の有効な手段とされた町村是調査を取りあげ、課題への話題提供とした。

(2) 明治二〇年代から昭和初期に至るまで全国的に実施を見る町村是調査は明治後期以降の農村構造の実相を記録する貴重な資料を提供するが、独自な論理による問題解決のための方針・目的・はの設定と、その具体化を主眼とする極めて実践性の高い農村計画調査であり、二宮尊徳の「仕法」調査、石川理紀之助の「適産調」と共に、農村計画の事例として引き合いに出されることが多い。しかし、柳田国男の批判を始め、その地主的支配視点、あるいは地方改良運動との係り合いから多くの問題点が指摘され、研究史上は一蹴される。なるほど、地方改良運動を推進する内務官僚が「地方改良の最も中心的なものとして考えたのは「町村是」の運動（中川望）というように、地方改良事業、とりわけ「農村自治」の有力な手段として、その実施が奨励され、「模範村」推奨の条件とされた。また、地方改良運動の府県版として茨城・新潟・栃木県のように大きな町村は調査運動が村は実行組合によつて村落段階にまで展開していく事例は多い。

しかしながら、もともとの町村是調査は、独自な調査思想と産業政策構想をもつ前田正名の提唱が明治後期の農会運動に参考する地方老農層に受容され、実施されていったものであり、初めから「官製的農村自治振興策」を意図したものではなかった。むしろ、民間的に実施されていた町村是調査が地方改良運動に組み込まれ、官製的町村是調査運動が展開されることによって批判されるような町村是調査の事例を生んでいたものである。少なくとも、民間運動として町村是調査を受容し、実施した主体の多くは、明治農法の形成を担いながら農業生産の増強に向い、地方で形成間もない行政村の運営にあたる地方老農層であり、資本主義の成立に伴う商品・貨幣経済の浸透、寄生地主制の顕在化等々に象徴される、変動する農村社会にあって、国家体制の確立と地方自治制度の政策要請に対応しながら、農事改良を遂行し、財政負担の増加を負いながら行政区の自治運営を進める時「農村自治」を主体的に意識し、実態把握と集団目標の設定を枠組とする町村是調査運動を積極的に支持していっただものと解される。

(3) 例えば、町村是調査は「八二八問ハス物二問づ」という独自な発想から作成された前田正名の「農業意見」「農事調査」の流れをくみ、系統農会運動を通じて実施されてゆくものであるが、基本的には民間の手によって客観的な実態調査を実施し、産業政策の方針を町村是→郡は→県はと段階的に設定し、最終的には国の産業政策の方針たる国はの設定を指向するものであった。これが、行政区運営にあたる地方老農層によって、町村是調査の内容、様式が整序され、「統計並に沿革調査に依り、町村の過去現在に於ける現象及び変化を明らかにし、其結論を以て具体的に将来執る可き方針を定むる」ものとされてゆくが、前田の呼びかけに応じて第五回内国博

覽会に出品された町村是調査書の多くは、「國家の事実は町村に存するが故に町村の事実を無視して何ぞ國家の実あるべきに理あらんや。然れども國家百般の現象未だ以て正確なる調査を遂げたるもの少なし」として、実施したものであるとしている。それは、系統農会運動の政策要求のあらわれでもあるが、前田正名の「村力起ラサレハ縣力足ラサレハ國力到底充実スヘカラス」という主張を町村是調査運動の基本理念としていたものである。従って、官製的運動での、地方自治制度下の國家下部組織が「自治運営ノ方針」たる行政目標を掲げ「自治独立」すべきであるという要請とは全く逆の発想であったことになる。

(4)

前田「其土地を能く調査して畠其物に物言はせ田畠山林河其他皆御相談し」と、地方老農層に呼びかけていたもので、町村是調査は詳細な実態調査を基本要件とし、その上での村はへ検討、その具体化が主眼とされる。

柳田国男は「一種製図師のやうな専門家が村々を頼まれてあるき、又は監督官から様式を示して算盤と筆とで空欄に記入させたようなものが多い」と批判しているが、こうした町村是調査はむしろ官製的運動に多い。

例えば、茨城、新潟県では、統一した様式を考案で勧業統計を集成させ、栃木県ではむしろ、この実態調査を省略し、町村の行政目標を町村是を設定させてゆく。  
しかし、初期町村是調査は、行政区支配者層はいうに及ばず、行政区運営にあたる地方老農層によって、町村是調査の内容、様式が整序され、「統計並に沿革調査に依り、町村の過去現在に於ける現象及び変化を明らかにし、其結論を以て具体的に将来執る可き方針を定むる」ものとされてゆくが、前田の呼びかけに応じて第五回内国博單に実態の正確な把握ではなく、むしろ、村は設定しその具体化を

指向することから、徹底した実態調査の実施に町村は調査の意義を求めていく。

これが、「農村自治」への有効性の根拠でもあった。

(5) 例えば、町村は調査のモデルとされた余土村は調査を進めた森恒太郎は、次のように整理する。

(+) 詳細な実態調査は行政村単位の総括的基礎資料を提供し、客観的な「施設の明鑑」を与える。〔〕行政村運営上有益であるばかりでなく、公民教科書として自村民に村の実態を「知らしむ」ととなり、〔〕「自治の精神」を涵養させる。

(+) 行政村単位の土地所有の出入関係・貸借関係の把握、農業生産から産業活動全般、個々の農業經營、生活、家計、あるいは親族関係、冠婚葬祭にわたる詳細な調査は「一村経済力」の実態を明らかにすると共に、〔〕「其土地と其住民の集合に依て成れる」「有機体」の実相を明らかにする。

(5) 個々の調査は、「細胞分子」の状況を全体の結果に反映し、〔〕「一人一戸をして没交渉たる」ことを阻止し、〔〕「自己の町村たるべき念を強からしめ共同自治の必要を覚らしめ」るほか、〔〕「事物の自然的結論」として導出された村是は、「個々の利害」を吸収し、〔〕独自な論理と構造をもって独立し、相互に、あるいは行政村に立する旧村、部落の「利害の調整」をはかり、〔〕行政目標にとどまらず、「衆人をして或る一点に向はしむる」集団目標となり、〔〕行政村の「統一の概念」を与える。

(6) 村是の具体化は「隣保團結の自然の結合」たる行政村の自治獨立を達成する。

いわば、実態調査が社会作用者として機能し、実態の中から抽出された村是は行政形象の集團目標となり、これによって内的調整と

社会統合、意識統合をはかつて社会結合を強化し、経済力、生産力を高め、要求される行政村運営に答えるというもので、このメカニズムが評価されるのである。

(6) この実態調査の内容と、結果集成にも独自な観点がつらぬかれる。

実態調査の目的は、「将来我村を維持經營すべきの策如何」即ち村是を設定することにあるが、「各自自治ノ区域ヲ明ニシ經濟ノ範囲施政ノ權限ヲ確定」し、行政村単位の社会的生産力、即ち「村力」を求めるに視点を置く。

「村力」は、そのまま行政村の財政基盤でもあるが、構成員の生活あるいは「自治独立」の基底であるとされる。

そこで、実態調査は、行政村内の産業活動の把握と共に、「町村成立ハ一大要素」たる土地、労働力、資本の実態と、その出入関係を明らかにしてゆく。

例えば、他町村との農地の出入関係をおさえ、農地総面積から他町村民所有を差し引き、他町村に所有権あるものを加えて自村の総所有面積とし、そこに展開される農業生産の総額と生産費を推計する一方、出作、入作をあわせて小作料、租税諸負担の出入を明らかにし、「一村ヲ一家ト見テ」全体の收支計算をなす。いわば、行政村単位として、複式簿記による単純な社会会計を実施し、「才入・才出」の差を「村力」としてゆく。

(7) この社会会計による社会的生産力、それをいかに高めるかが村是の内容となる。

従って、柳田国男の「うよううに個別農業経営の視点を欠落させる。しかし、社会的生産力視点は、この村是調査を進める地方老農層は、個別生産力を高める農業技術の変革を達成しながら農業経営にいたず

さわり、さらに土地改良、などの行政村範囲と組織を必要とする農

事改良に向っていたことも一因となる。

ことに、村是に土地改良その他の、この期の農事改良事項を掲げ、

集団目標として実施をせまつてゆく。

いわば、村是調査運動は農事改良運動でもあったのである。そこで地方改良運動期に強調された「風俗改良・勤儉貯蓄」の事項も、ここでは生産力増強の理由づけから村是に掲げている。

(8) なお、社会会計の基本となる土地所有の出入関係の把握は、

寄生地主による土地支配が、小作農の窮乏、自作農の没落等を生み、

内部経済の窮迫、混亂をまねくほか、財政基盤を弱体化させ、村経済の掌握、土地を媒介とする社会関係を混乱させ、いわれる「自治独立」すら達成できず、「一村成立ノ要素ヲ破壊シテ村ヲ挙ケテ」滅ノ悲境」に落すという危機意識の反映であり、「一村經濟の独立」社会的生産力の増強へ向わせる事由であった。

いづれにしろ、独自な視点は、明治後期の農村構造にあった、「農村自治」を担わなければならぬ必然的な要求であった。

#### (1) 報告の表題

## 明治末・大正前半町村

### 「自治」政策展開との町村行政担当者

—優良村七谷村と小野周平の地方改良事業—

#### (2) 報告の要旨

1. 日露戦争の終結から大正に至る時期は、「殖産興業」「富国強兵」といった「国是」に対する国民的合意力が崩壊し、国家による国民統合が危機を向える「大日本帝国の試練」（隅谷三喜男、大日本帝国の試練、日本の歴史二二、一九七四）の時期であったとされる。

「国民的ヴィジョン」の喪失と反体制的運動の勃発「工場鉱山における争議・暴動、軍隊における軍紀弛緩・逃亡・結党・集団脱營、日比谷焼打ち事件にみられる都市騒擾、農村における地主一小作規範のゆるみなど）を前にして国家官僚がとった政策の一つは、工場鉱山・軍隊への家族主義的經營・統制原理の導入であり、農村における「一村一家觀を媒介とする旧秩序の修復など、一般に「家」イデオロギーによる体制再編策であったとされる。

都市（工場・鉱山）では工場法の成立と企業内共済組合制度を媒介にした家族主義的經營の導入によって労働者、都市住民に一定の讓歩を行っていったが、農村に於てとられた政策の一つは、地方改良事業（地方改良運動と呼ばれる、ここでは単に事業という名称を用いる）と呼ばれた農村・農業政策であった。

宮城学院女子大学 正朗 木 正朗

## 2. 地方改良事業については主として政治思想史学の立場からい

くつかの立場がある。その一つは、明治時代の農村問題研究である。専ら事業の政策意図・目的・項目として展開過程を解説しているものと、事業の末端町村における実態を、地域レベルで明瞭化しているものとに分られる（前者の例としては、石田 雄、近代日本政治構造の研究、一九五六年、河村・蓮見、近代日本における村の構造の展開過程、思想一九五八年、宮地正人、日露戦後政治史の研究、一九七三年、有泉貞夫、明治國家と民衆統合、日本歴史、一九七六年、佐々木豊、町村是・県是運動の社會過程、農村研究、一九七八年など。又

後者としては、大島美津子、明治末期における地方行政の展開、東洋文化研紀要、一九五九年、江守五夫、明治初期模範村と老農の研究、法律論叢、一九六七八年、後藤 靖、村落構造の変化と行政の再編過程、大正期の政治と社会、一九六九年、大江志乃夫、日露戦時体制と茨城県下の農村、県史研究、一九七二年、鈴木正幸、日露戦後の農村問題の展開、歴研、一九七四年、賀川隆行、地方改良事業の社会的基盤、歴研一九七四年、などがある）。

この事業は政治権力からみれば、宮地氏が定義している如く「日露戦争を契機として、日本帝国主義は歐米帝国列強と対峙するため急速に新段階にさわしい財政的・社会的・精神的基盤を有した町村を創出すべく、自己の目的貫徹を阻害する村落共同体的諸関係を破壊し、それに代って「国家のための共同体」を構築しようとした（傍点は引用者）ところの、官僚主導の運動であった。そして、この要請に対応する事業項目として、部落有林の行政村統一、小学校の統一・廢合、産業組合（報徳社）の設立、各種団体の創設や戊申詔

書奉読会の開催等多くの実施項目があげられる。

3. ところで前記諸論考のいくつかは次の点で若干不十分の点を残すように思われる。（1）専ら事業の創出・展開の過程を中心に、対象とする時期が限られる（研究上やむを得ないが）ため、事業の持続性や効果がどの程度であったかが明確でないようになる。（2）事業が全国町村にどの程度広範に展開されていたか。又事業があらゆる町村を風靡していたかに見えるが事実であるかどうか。（3）分析が主として内務行政（及び文部・軍部行政の一部）の展開にそくして行われているが、他のものは例えば農商務行政との連関が今少し追求されうるのではないか。（4）事業は運動（アクション）として展開されたのは事実だが、運動の一般的な方式が如何なるものであつたか明りようでないため、政策項目や関係協力団体が相互にどのような関連を持ったか明らかでないよう思われる。（5）事業が果して一定の効果をもつたか否かについては、農事改良の実行、生産力の一定の上昇、産業組合・報徳社などの設立の有無などが観察されるに留まり、不明の点が多いようみられる。以上である。

勿論、例えは（4）については大島氏が町村レベルでの事業目標が徵税、徵兵、貯金奨励にあり、組織方針は各種郷風組織を行政参加させることで前記目的に自発的協力を結集するものであり、担い手は地主をリーダーとし部落有力者（中農）をサブリーダーとする運動団式を持つたと指摘している。また、事業の支持基盤として「中小地主・自作上層」をあげ、事業が積極的に展開される町村（部落）として「他町村地主入所有町村（部落）」を指摘する賀川氏は、これが一村経済力の向上を団体目標とし家産増加意識を媒介（誘因）とした、寄生地主や商人資本に対する相互扶助的結合であるとし、筆者流にいえば運動が地域末端に於てはその支持層により一定の方

向に鋳なおされ、その論理に組みこまれてようやく実効をもつという重要な視点を出している。さらに佐々木氏は、事業と密接に関連した町村是の策定と実行は「行政村がその形象を確立する」（形象という言葉は多少曖昧であるが）ための集団目標であったとし、この目標達成のために町村内に新しい政治・経済・社会・意識システムを形成し相互に統合・調整を図るという過程に、事業の展開図式（方法）を求めるという視点を示している。

以上五つの点に関する筆者の視点は次のようなものである。

- (1) 事業は町村によってはそのまま大正期まで引継がれ展開される場合もあり、又新たに民力涵養運動として創出されてくる町村もあり一定しないようと思われる。大抵の模範（優良）村が運動の高揚と停滞あるいは消滅をみせているように見える。
- (2) 事業は当時の全国町村を風靡していたかにみえ、事実、模範村視察などが盛んに行われていたが、こうした事業に批判的な立場の町村長もみられた。また、昭和期までの模範町村数は管見によれば一四〇と一四〇ヶ町村であり、早晚経済更生運動に引きつがれざるを得なかつたようみられる。
- (3) 関係資料を検討するとき、地方改良事業を次のようにみる事もできる。（これは一つの視点又は仮説であり、これで全てを説明できるとは毛頭考えていない。念のために。）事業の最大の狙いの一つは税の安定収取にあつたとみてよく、権力のこうした意味に、まず地域住民諸階層の利害が一致する経済発展を図り、これにより一定の生産力の上昇と生活水準の向上を達成することにより國家の要請に応えんとしたようみえる（この点は、佐々木氏も指摘している）。従つて、生産力増強のテコとしての産業組合の設立

・普及が、事業の展開を左右することも多かつたようみえる。

一方、農商務官僚も当時の貿易に占める在来品の額の大きさから、そうした商品の増業・品質の統一や向上にたいして組合の果す役割を期待していた。内務官僚と農商務官僚（行政）の利害の一致と、町村内諸階の利害一致が、運動に大きな意味をもつたよう考へられる。④従つて筆者は、佐々木氏が指摘されるように事業方式が、社会体系の経済（A）、政治（G）、社会統制（I）、意識（L）各部門の統合によるシステムの均衡維持にポイントをおいていただけでなく、経済発展（A）が集団の目標とされ（G）、そのことで集団の連帯と再編が達成され（I）、社会的統合が達成される（L）という権力のめざす図式（方法）はそのまま町村で展開されることは出来ず、地域末端では第一に住民の生活水準の向上や家産増加といふ利害関心から出発し、それをテコに各種団体が創設再編され、これら諸団体によつて集団目標が内面化され、以上を前提に産業の発展（農事改良・副業奨励）を図るという方向にねじ曲げ鋳なおされるを得なかつたと考へるのである。これは今日いわれる社会開発方式（コミュニティ・ディベロップメント）と相通じるものであり、就中江守氏の事例研究の中によく示されている。その意味で産業組合は単なる農村金融機関としてのみでなく、消費物資の共同購入、生産物の生産・販売機関として経済発展とそれを期する地方改良事業に密接に連関するものであり、各種行政補助機関のうち最も大きい位置を占めたようみえる。⑤事業の効果は、行政村の段階では非常に不明りようになつてゐる。江守氏の事例でも、又賀川氏のものも効果はたとえば農業生産力の向上として明確に検出できるのは部落（区）の段階であり、しかも、生産力の決して高くないこれら部落にあつては、ここに生れ居住するカリスマ的リーダー（村

長であり区長であり、地主＝名望家であるの献身的とも思えるムラづくりによって、ようやく効果がみられる訳である。また、後藤氏の扱っている行政村レベルでの行政再編過程においては、組織の再編による行政補助機構の確立はみられても、それがどのような効果をもたらしかは言及され得しないようである。農業生産力の上昇に対する部落と行政村の役割が、事業のなかでどのように位置づけられていたかが、明らかにされねばならないだろう。

5. 本報告は、この期の地方「自治」政策の目玉であった地方改良事業と、それと密接不可分の関係にあつた産業組合設立運動を中心とりあげ、官僚的要請と地域的要請が末端行政担当者によって如何に矛盾なく、又矛盾しつつ充足されていったかを、「行政家型村長」（この時期になると町村長は、恐らく寄生地主制の追展と官僚的要請によって部落に根をもつ名主、庄屋あがりの名望家型から、二三男で能力がある行政家型町村長に交替していくようにみえる）小野の出生から成長に至る内的側面、村における社会経済的地位、事業展開と村づくりの特徴及び治績の功罪を、その居村新潟県中蒲原郡七谷村（明治・大正期模範村として「斯民」などに宣伝され、多くの観察者を集めた）に於て事例的に検討する。

最後に、この報告の意図は課題を意識しながらも自由報告として同様の方々の御教示を得ることであつたが、事務局より本年度は自由・課題という枠をとつて、全て課題関連報告に関連したものにするとの通知をうけ、その重みに耐えられるか不安を禁じ得ない。この点をまずおことわりし、報告の際の御教示・批判をおねがいしたい。

## 農民運動の基盤について

— 山形県農民運動史の事例から —

山形大学 岩 本 由 輝

本通信前号所載の「農民自治と農民運動」において述べたように山形県には基盤をある意味では共通に、あるいは微妙にすれ合う五つの系譜の農民運動を検出することができるが、ここではそのうち主要なものと認められる庄内地方の日本農民組合→全日本農民組合→山形県農民組合の流れと村山地方の日本農民組合→全国農民組合→全国農民組合全国会議派の流れの二つをとりあげていく。山形県の場合、庄内と村山とはあらゆる面において劇然たる違いを示す「地域」を形成しているが、それは農民運動においてもきわめてはつきりと現われている。

山形県における農民運動の先駆形態は、庄内に見出すことができる。その直接的な契機となつたのは、明治末年における最上川の河川改修を含む耕地整理事業の推進によって生じた地主と自作農といふ土地所有者間の費用負担をめぐる利害の衝突であり、また、耕地整理後の田畠の小作料改訂を進めようとする地主とこれをこばもうとする小作農との対立であつた。このような地主に対する自作農によつて地主が実質的あるいは精神的に不在地主化してしまつた状況のもとで、自分たちこそ、この地方における生産力担当層であるという自覚に持ついたことがあるといえよう。そして、こうした意識は、その後も貫して続き、今日においても継承されてい

るが、庄内における農民運動の特色はまさにこの点にあつたのであり、それはこの地方の小作農が経営的にみれば中農層に属する者が多かつたことに起因するものであった。

庄内の農民運動の発端は、大正三年に小地主兼小作農の渡部平治郎を盟主として飽海郡北平田村に設立された義挙団の活動のなかに見出せるか、これは地主の温情と小作農の互讐との協調によつて問題

解決をはかるうとしたものであり、「地主への嘆願」をもつばら運動の手段として採用していたのである。しかし、このような性格の運動であつたから、一定の成果を挙げながらも、やがて運動そのものが不活発となり、大正一年一月に解散しているが、それでこの運動に啓蒙されて育ってきた青年層は同年四月に大阪で創立された日本農民組合に多大の関心を寄せるようになる。

このような情勢のもとで、杉山元治郎の友人で、庄内で牧師をしながら農事改良の指導などを行なつて三浦鉄造が杉山からの日農創立の呼びかけに応じ、大正一年一月の「土地と自由」創刊号に日農発起人の一人として名を連ね、また、同年一月に飽海郡西荒瀬村の富樫雄太が日農鳥海支部を結成しているが、富樫は賀川彦の影響を受けたクリスチヤンで、地主であつた。そして、これら動きとは一応別個に、大正一年五月には西平田村の小島小一郎が設田耕作人組合を、同じ頃、北平田村の庄司柳蔵が塗曾根耕作組合を組織したが、やがて庄内の農民運動指導者として時に対立することはあるても中心となるこの小島と庄司は、ともに自小作農で、地主の差配人をつとめる者であつた。小島と庄司は、その後、飽海郡の耕地整理対象地区的耕作農民の組織化に鋭意努力し、大正一三年五月には四六の耕作人組合を統合して富樫を会長に飽海郡連合耕作人組合聯盟（飽海耕作聯盟）を結成する。そして、大正一三年七

月の羽越本線の開通により日農新潟県聯から浅沼稻次郎や三宅正一がしばしば訪れるようになつたことで、飽海耕作聯盟はその影響のもとに日農色を強めながら、運動を庄内会域に拡大して行き、大正一三年一二月の庄内耕作聯作聯盟の発会式で日農への正式加盟を決定している。なお、庄内耕作聯盟が日農山形県聯を名乗るのは、大正一五年三月のことであった。

ところで、こうした小作農側の運動の活発化に対応して大正一三年一月には、飽海郡長高橋徳太郎、酒田警察署長黒木彦三郎、飽海郡農会長本間光男らの指導によつて、西平田村はか七ヶ村を対象とする地主一小作協調団体の飽海共榮組合が設立され、地主・小作農・学識経験者各一〇名によつて構成される委員によつて毎年の収穫高と小作農の経済状態調査をもとに小作料の全般的改訂をめざして活動をはじめた。これにより小作料改訂の面積は五千町歩に及び、日本第一の地主本間家および同系の地主による小作農懐柔策として一応の成果をおさめたが、日農県聯の運動定着とともに小作農側委員が脱退したため運営不能に陥り、大正一五年三月には解散している。この間、飽海共榮組合にあきたらない強硬派の地主たちは、飽海郡鴨渡川原村の元小学校長小野寺源太を会長に敬土会を大正一五年一月に組織するが、同年五月には田地引上げを强行しようとする敬土会員と日農県聯組合員との間に大宮乱闘事件をひきおこしてい

る。

日農県聯は、その後、幹部が大正一五年一二月の日本労農党の結成に加わったため、日農県聯は昭和二年二月に日農から除名されたが、すでに日農内にあつた堅実派同盟に加わり、同年三月の堅実派同盟による全日農民組合の結成とともに全日農県聯となつてゐる。この全日農県聯の指導で進められた小作争議として山添争議がある。

が、この争議に参加した者のなかから全日農にあきたらず、村山地方に別に組織された日農県聯に加わる者が出てくるが、のち山形県最初の日本共産党員となる竹内丑松らがその代表であり、その背後には池田正之輔がいた。

全日農県聯の活動は次第に停滞し、昭和三年五月の中央における日農と全日農の合同による全国農民組合の結成に幹部を送り、小島がその中央委員になりながら、日農県聯と全日農県聯の統一はついにならず、二つの全農県聯が一時併存しながら、昭和四年九月に庄内の全農県聯は全農を脱退し、地方組織としての山形県農民組合となり、やがて産業組合や農事実行組合にその活動の場を見出して行っている。

村山地方の農民運動は庄内にくらべて遅れる。もちろん、村山でも明治末年から大正初年にかけて耕地整理事業が行なわれ、これに反対する動きもみられた。これは耕土の移動によつて作柄の出来不出来が生じたところへ、天候の不順が重なり、不作が続いたこともあって、具体的には小作減免要求という形をとつて現われた。しかし、それはあくまで個々の地主と小作人の交渉というよりも地主に対する小作人の個別の嘆願といふ形にとどまり、組織的な運動へと発展することにはならなかつた。しかし、村山の場合、庄内にくらべて農民の経営規模がずっと零細で、小作人のほとんどは貧農であつたから、やがて日農→全農→全農全会派の線においてきわめて急進的な運動を開拓していくこととなる。

しかし、村山の農民運動は、そのような貧農を含む農民のなかから組織が生まれてきたものでなかつたところに、その特色があるといえよう。すなわち、村山の農民運動の中心となる西村山郡谷地町に大正一三年六月に青潮社文化会なる文化・思想研究団体が生まれ

ているが、その中心となつたのは海老名光太・砂田周蔵・佐久間谷雄・青木明義ら地元の文学青年たちであつた。このうち、砂田が上京中に有島武郎に師事していた関係で、この団体は白樺派の人道主義の色彩が強かつたようであるが、機関誌「青潮」には社会主義的論稿がのり、発売禁止に遭うなどする過程で左傾し、同年一二月には青潮社文化会は政治研究会谷地支部に衣替えをしている。そして、大正一五年五月に政治研究会が大衆教育同盟に改組されたのにともない、政研谷地支部は山形高校社会科学研究会のメンバーを迎えて大衆教育同盟山形県支部に発展し、昭和二年二月は、大衆教育同盟県支部はさらに労働農民党山形県支部に転化している。

ところで、この時点において庄内にあつた日農県聯が日労党支持のかどで日農総本部から除名され、全日農県聯に移行したことから村山に農民組合を作る目的で大正一五年秋から大衆教育同盟県支部の主導のもとに結成され、活動を続けていた村山農民組合期成同盟が日農総本部の支持のもと、新たに日農県聯の設立に積極的に乗り出している。そして、昭和二年七月に山形市の秋久保秀雄・鈴木秀雄らが、山高学生とはかつて労農党県支部の青年に呼びかけて結成した全日本無産青年同盟山形県支部は、事実上、日農の主旨宣伝のための機関として機能した。その結果、同年八月には、日農県聯期成同盟が設立されることになるが、その委員長には当時、山高学生であつた秋山直吉が加藤信のベンネームで就任しており、同年一月には日農県聯の創立大会が開かれ、秋山がその初代委員長をつとめることとなる。

こうして出来あがつた村山の日農県聯は、事務所を谷地町におき昭和三年に入ると、地主の土地取り上げに対抗する耕作権確保闘争を展開しながら、小作貧農をみずから陣営を引きつけて行つた。

この間三・一五による弾圧はかえって組織を引きしめるのに役立ち、沢畠争議・高闘争議の裁判闘争において勝利を獲得している。なお

昭和三年四月に開かれた日農県聯第一回大会では、秋山は執行委員として書記局入りし、佐久間谷雄が二代目委員長となつてゐるが、その後も、秋山が運動の先頭に立つという状態に変化はなかつた。

昭和三年五月には、日農と全日農の合同が行なわれたが、山形県ではついに両県聯の統一がならず、一時期、二つの全農県聯が併存していたことはすでにみたとおりである。そして、両者は同じ全農の組織ながら、まつたく異なる運動を展開したが、村山の全農県聯は、昭和四年に前年の三・一五に引き続く日本共産党に対する大弾圧である四・一六の直撃を受け、すでに日本共産党に入党していた秋山は治安維持法違反で囮の身となり、幹部間にも動搖を來し、

秋山は治安維持法違反で囮の身となり、幹部間にも動搖を來し、脱退する者も出て暫時運動は停滞を來した。

しかし、昭和四年秋から工藤惣吉・佐久間次良・山田繁男らの努力で運動が再建され、強力な小作料減免闘争を開闘する。そうした運動のピークが昭和五年七月の長崎事件であり、昭和六年二月から三月にかけての小田島事件であった。そして、小田島事件には昭和六年一月から進めていた借金棒引闘争がからんでくる。

この小田島事件は小田島村地主襲撃事件としてセンセーショナルに扱われ、全農県聯幹部は借金棒引闘争の指導を含めて治安維持法違反として続々検挙され、組織は壊滅的打撃を受ける。そのさい二代目委員長をつとめた佐久間谷雄が組合は本来の目的から逸脱したことと脱退したこと、および、西村山郡北野支部が、つきのようないいき處を発表したことの組織に与えた影響は大きかつた。

切班一同ハ、左ノ理由ニ依リ茲ニ脱退ヲ声明ス。

左記

当組合ノ指導精神ハ、農民組合本来ノ目的ヲ没却シ、徒ラニ階級意識ヲ激發シ、闘争ヲ之事トシ、組合員ヲ驅リテ詭激ナル思想ヲ抱指セシムルニ至リ、農民組合本来ノ趣旨タル、地主小作人間ノ協調ヲ破壞スルノミナラズ、延イテハ吾カ國体ニ背反スルガ如キコトアリト認メ、吾等押切班一同ハ、本日限り脱退ヲ為ス。依テ爾後組合員タル権義一切ニ関係ナキコトヲ声明ス。

昭和六年三月二十七日

(脱退者十九名署名)

警部補 中島正司殿

警察がこれらを積極的に利用して組織破壊をすすめたことは、「山形県警察史」のなかにはつきりと書かれている。また、全農總本部が全農県聯の小田島事件および借金棒引闘争を極左的であると批判し、弾圧に対する支援を拒否したことでも全農県聯にとつては大きな打撃であった。そこで、昭和六年八月に全農の左派が脱退して全農全会派が組織されたとき、全農県聯はこれに加わり、同年九月にこうした過程で、青潮社文化会以来の地元インテリは一八〇度の極端な転向をとげ、また秋山ら山高学生から運動に加わったいわばよそ者は「石をもて追われる」ようにして谷地町に去り、再び現わることはなかつた。そして、この運動に期待をかけて加わつていた小作貧農のエネルギーは石原莞爾一木村成雄らの右翼の皇國主義

的農民運動に吸収されて行ったのである。

## 兼業農民の労働・生活過程と

### 農民自治の変容

——安城市高棚町の事例研究——

北見工業大学 白 横 久

#### (一) 問題の所在と分析方法

今回の農村自治の課題は、かつての村落共同体の変容、ないし崩壊の上に、今日、農村社会における協業、協働が、いかなる論理の上にあるかという問題である。

村研は、一九五〇年代に「村落共同体」をめぐって、一連の論争をくりひろげているが、村落共同体の変容、ないし崩壊は、その後の二〇数年間を通じて一層進んだと考えられる。

共同体が「〔一〕一定の歴史的性格のもとにある土地所有を基礎とし、〔二〕直接生産間の生産過程における共同組織（小生産間の不可欠の補充物）を基本的契機とし、〔三〕土地所有と共同組織（究極的には、その下にある直接生産者の生産力の展開）との対抗関係のうちに具体的に存続している」（「村落共同体論の系譜と解題」村落社会研究第六卷一二七頁、島崎穂）という基本的原理からみれば、今日の農村は、その原理から一層「逸脱」している実態である。勿論、その時点で「現代の村落共同体においては、共同体所有の有無のみをもつて機械的に共同体の問題を処理すべきではない」（「現代日本における村落共同体の存在形態」同上第三卷八頁、福武直）という指摘にあるとおり、原理的な意味での「共同体」が、すでに

消滅しつつあることは、当然のことながら意識されていた。

さて、その後の二〇数年間、日本資本主義は、国独資の再編、強化の時期を経過し、農業と農村社会も、その影響下に大きく変容させられた。福武氏が云う「相互に依存しあわなければ生産できない」という状況から生じた「共同社会性」（同上六・七頁）と「共同体の外部に対する封鎖性」（同上七頁）という歴史的特殊形態としての共同体の契機という条件も質的な変容をとげつつあるとみなければならない。

こうした変容を踏まえた共同性に対する一つの特徴ある論理は、労働・生産過程の人々の孤立と分散→人々の生活共同体（態）としての再編といふ、生産と生活の分離の上にたてる「共同の論理」である。五〇年代にも「われわれが『定住』生活をおくり、特定の生活拠点をもつかぎり、その『場』を媒介する何らかの地縁的そして基礎的な生活協同の枠組の一つとして存在するであろう」（「漁業と村落」同上一三一頁、竹内利美）とし、同じように生活共同に視点をおく論理が提出されていた。誰しも落ち入りやすい、こうした陥入に対し、布施鉄治氏は「人間の行為が愛他的な志向をもつているからである」という発想、すなわち、いわゆる主情主義的人間行動感を容易に導くことになる」（「行為と社会変革の理論」四十九頁）と指摘している。

今日、人々の共同性を明らかにするためには、「人類社会そのもの」を協働様式の発展として基底的に把握する（「同上四十八頁」という視点で今日の農村社会を見る必要がある。

こうした観点から今日の農村社会を見る時、生産力の発展に促した新たな協働様式に着する必要があろう。つまり、農協を軸にして体系化されつつある協業形態、それと村落及び個別農家の関係が分

析の対象にならなければならぬ。

具体的な分析方法は、第一に、今日の農村自治と内在的にかかわりをもつ、農民の労働・生活過程を明らかにすること。この場合、生産・生活共同体としてあつた「家」の分析を基底においている。

第二に、資本主義の発展と村落の共同性の変化として、村落諸組織の機能変容と役職者層の分析を行い、第三に、生産を通じた共同性を明らかにするため、昭和四〇年代以後の稻作生産組織と個別農家の関係、及び生産組織の階層的性質を明らかにすること。以上の方法をとつた。

調査地点は、兼業形態と農村自治の問題に迫るため、愛知県安城市高棚町を選択し、昭和五〇年から調査を実施した。

#### (1) 調査地域の概要

調査地域の安城市高棚町は、總世帯七〇八戸、農家戸数三六八戸（いずれも昭和五〇年）の水田単作地帯である。

同町は昭和三〇年代半ばに、すでに専業農家は四〇戸であったが、それ以後さらに兼業化がすすみ、昭和五〇年では、一種兼業一四、二九、同二種八〇、四名の通勤兼業農村である。

平均農地所有は、八反六畝であり、都市近郊農村であるため、農地の宅地化が一時進み、さらに、道路、工場用地などで昭和四〇年から、二〇〇町歩余りの農地の減少がみられる。

又、混住化が進み、地区内移住戸数は、昭和四〇年から、約二〇〇戸とされている。

地区内は、昭和四十三年から県営圃場整備が五〇カ年かかつて全面実施され、更に當農組合の成立（昭和四十五年より三組合）による請負耕作の進展、安城市農協の育苗センター、カントリーエレベーターの設立など米作体系の「合理化」が進み、さらに、昭和四十

五年より、N電装誘致のために、圃場整備事業と併せて、四〇町歩の農地売収が進められた。（高棚町農業の変動については、村研年報十三号、星、多々良両氏の論文を参照されたい。）

#### (2) 農民の労働・生活過程の変容

通勤型兼業地帯の農民の労働・生活過程は、少数の専業農家を除いて、兼業によって規定される側面が大きい。兼業先の企業規模、就業条件（賃金、就業時間、休日等）が、「家」の農業生産と生活過程を規定している。

就業先は、公務、民間大手企業、中小零細に分かれ、臨時の就業と常用就業と就業形態も二分されている。

主婦のパート就業も多くみられ、一部は常用化している。

兼業に対応した農業生産は、老人、主婦依存による家（夫は補助的労働）、中・小型機械による夫婦による家、営農組合に一部を委託し、残りの作業は、婦人、老人などに依存している家、全面委託による家に分類される。

こうした形態は、パート就業、農業労働、自家菜園作業、さらに家事作業と四重に重なる主婦の過重な負担を強いている。

家計収入は、農業所得と賃労働所得とが不可欠な形になつていてが、飯米と蔬菜の自給による家計補助の占める位置も無視できない。一部の農民は、学卒後から他産業就業がみられ、分家後、通勤型兼業農民として「家」に定着するという生活史をしており、賃労働者としての蓄積が豊かであることが明らかとなつていている。

こうして、全体として都市労働者の性格を強くもちながらも、社会関係のうえでは、農民的な関連を強くもつていて。

農業生産のうえでは、農繁期の家族協働が不可欠であり、一部では、血縁的な協働関係が保たれている。さらに、水利、実行組合な

ど地縁的な関連も軽視はできない。専業層では、営農組合、

生産組織（養鶏組合など）内での関連に限定されつつある。

こうした村的なつながりよりも、個別農家は、農協、営農組合、諸施設（カントリーなど）等、機構的な関係が強くなっているのも新しい動向として重視しなければならない。

一方、生活上の関連では、本・分家関係、親戚関係が一つの柱になつていて、ただ總兼業化は、血縁的な相互交流も、盆、正月、冠婚葬祭など諸行事を通しての交流が支配的である。

地縁的な関係では、協議会（町内会）を中心とした関連が根強く続いている。

#### 四 農村自治機能の変容

高棚町の部落組織は次のようになつていて、

協議会（町内会）＝組（一～十二組・住宅組）＝班  
役職・区長（町内会長）（組長（各組一名））班長

協議員（右同）

その他の組織・水利組織（配水総代・明治用水会議員等）

- ・神社組織（氏子総代・燈明番）
- ・消防組織（消防小頭）

又、村外組織に対しては、市議二人、農業委員一名を選出してい

る。さらに、市農協組合長が、町内から出ている。

協議会は、旧高棚村以来の組織形態を維持し、安城市合併（昭和三〇年）後、一時期、住民組合と名称変更したが、組織形態は、大巾な変更がないまま、今日の町内会に引きつがれている。各役職者は、水利、神社を含めて組の札入れで選出され、区長のみ、昭和二

十一年より有権者による公選とされるようになった。

役職者のうち、区長、協議員、氏子総代などの主要職は、戦前は大家層（地主、上層農）が占め、文字通り共同体的規制のうえにのつた階級的性格を強くもつていた。戦後も公選になつたとはい、要職は、上層農によつて占められていた。

昭和四〇年代以後、役職層にも変動がみられ、「家格」の枠を破つて中層農、戦後自作農、さらに分家層が、上級の役職に選出される傾向もでている。これは、兼業化とともに、上層部分も專業的に役職を任うことができなくなつていてこと。又諸役の部落内ステータスが低下していることも原因となつていて。

協議会は、昭和三〇年代まで住民税的性格をもつ協議費によつて、土木、学校施設、消（警）防、水利などの維持、補修を行い、さらに市役所（役場）に代わつて徵税、諸負担金の徴収、行政伝達、及びその実施を昭和四〇年代後半まで果しておれ、「二重自治体」性格が最近まで続いていた。

協議会は、古い機能を伝統的に維持しているのだけではなく、昭和四〇年代の圃場整備事業、特にその際の換地調整、N電装誘致の際の用地売却などには、逆に行政との積極的な窓口となり、全体としては、推進役として大きな役割を果してゐる。

兼業化と混住化は、こうした町内会の機能に対して、明らかに新たな変容を迫り、この数年、子供会の育成、住民運動会の実施、交通安全対策、さらには、住民と地域の諸要求を市行政へ反映させる役割など都市町内会的色彩を濃くしてゐる。

#### 五 農業生産をめぐる社会的協業

請負生産組織→カントリー・エレベーターによる乾燥、脱穀など、高棚町と市農協と連携による稻作生産体系は、形式的にみれば、兼

業形態に対応した体系である。しかし、これらの一連の事業は、村の米作りの維持、という動機が働いているにせよ、国、県の推進による専業農家層を中心として、進められた。高棚町では、昭和三〇年代に、西尾敏彦氏の指導による「米作り運動」が実施された。この運動が稻作技術の向上をめざす全村的運動であった点からみれば、昭和四〇年代の「近代化過程」は、明らかにその性格を異にしていふとみなければならない。

高棚町の稻作体系が、農協を中心とした新たな社会的協業・協働の内容をもちつつも、その共同的性格と上層農育成という性格の二つの矛盾した内容を包含していることを見おとしてはならないであろう。

以上、生活と生産を軸とした高棚町の自治機能は、協議会（町内会）を中心とした生活共同性と、農協を中心とした社会的な協業・協働形態の二つの側面を、きわめて今日的性格をもって発展している。そこにおける「村意識」は、かつての「村落規制」にもとづく共同の意識とは勿論、同一視することができない。きわめて「過度的な性格」をもつ、今日の農村自治は、国独資の下における諸個人の社会的再生産過程を通じて、自立した家と個人を生み出し、新たな共同性を培う可能性をもつものと考える。

## 労働・農民運動の展開と地域の政治構造

——主に農村住民の自治能力の発達をめぐって——

東北大学 不破和彦  
新森二男

「日本のチベットといわれてきた岩手県の岩泉町に革新町長が誕生した。これまでの岩泉町の歴史を知る者にとっては、ちょっとした驚きである。保守的な東北の山村のなかでもひときわ保守的なこの地域に、なぜ革新町政が出現したのか」。これは昭和47年におこなわれた町長選挙の結果を「東北の山村に次ぐ新風」と題して伝える記事の一部である。選挙は、それまで5期19年間にわたって町長の座にあった保守系無所属の工藤市助（81才）が任期満了前に死去したのにともない、自民党推薦の工藤健（建築業）と社会党・共産党、地区労を中心とする「明るい岩泉町をつくる会」推薦の山下軍治（町議・前小川農協組合長）との一騎打ちであらそわれ、山下が約400票の差で勝ちをおさめた。現在、山下町政は二期目である。

岩泉町は北上山系のなかほどのある典型的な山村である。面積は989平方キロ。ちょうど香川県の半分の大きさで、本州では一番広い町といわれている。その9割以上が山林原野で、耕地はごくわずかしかない。岩泉、大川、小川、小本、安塚、有芸という六つの地区（旧町村）からなり、町の中心である岩泉地区から他の地区まではそれぞれ20キロもある。

この岩泉町に「なぜ革新町政が出現したのか」「勝因はなにか



を問うことは関心事のひとつであるが、われわれは町長選挙にみられた政治構造の変動を次の二点からとらえようとしてきた。一つは労働・農民運動の展開とりわけ政治勢力としての拡大・強化の過程、二つには、住民の自治能力の形成・発達ならびにその主体的な役割を一体誰がになってきたのか、である。

ところで、これらの課題の設定は地域社会における「住民自治」をめぐって展開されている以下のような問題をも検討の対象に含めてのことである。

(+) 最近の「住民自治」にかんする実証と理論化の作業は主に「住民運動」「自治体運動」とのかかわりでおこなわれてることに一つの傾向を指摘しているが、そこでは多くの場合、「地方自治体」(市・町・村)が「住民自治」の実現の場または「住民自治」の基本的単位として指定されている。具体的には、住民が自からの生活の再生産をはかるために、日々の日常生活を客観的に把握し、そこに存在する諸問題の解決や諸要求の実現さらには自から付与されている諸権利の制度的保障の獲得などの達成を「地方自治体」に託している。ここから、地方自治体がおこなう施策の立案、作成そして施行面での住民の意志の反映や参加にはじまり、究極的には、地方自治体＝行政権力機構を住民の管理、統制下におくことが、「住民自治」を具現化する方向性として提起されてくる。もちろん、地方自治体＝行政権力機構と住民との対抗関係のもとで展開されることはいうまでもない。

なお、この「住民自治」の認識がこれまでの「むら」をめぐる自治論、たとえば、「むら」を農民の生活と生産活動の再生産をかかる自治機構としてとらえ、その「むら」運営のしくみを中心とした集団論的な分析やこの自治機構としての「むら」が明治二〇年代の

近代的地方自治制度の成立、展開の過程で行政機構下に従属的に再編されていったとする解説、そして、今日、自治省を主体として施策的に展開されている「コミュニティづくり」に内包されている官僚の自治論とはあい異なるものであることは付言を要しない。

(+) 「住民自治」をめぐり、「住民主体」または「主体形成」ということがきかんに強調されている。このことは、一つには、当然のことであるが、「住民自治」の実現という課題解決を実践活動をおして遂行していくさい、その任い手(主体)の存在が不可欠であること、と同時に、「自治」を実現する住民は決して自然成長的な存在ではないこと、つまり、「自治」の主体たる住民の形成がいかなるメカニズムで、どのような教育的な働きかけのなかで可能とされるのかが、重要な課題であることを物語るものといえよう。

今日の農村社会に惹起しているさまざまな矛盾——それらは現象的には「生活課題」「地域課題」としてとらえられるもの——が農政に居住する住民諸階層の共通した課題たりえるものであつても、その指摘をもつて住民の主体的対応の形成メカニズムを論じたことにはなりえない。もちろん、生活・地域課題が住民に主体的対応を生みだす内在的(直観的)な契機になりうるものであることを否定することはできない。しかし、矛盾の認識そして主体的対応という実践が自然成長するものでない限り、そこに何らかの意図的、組織的な働きかけ、すなわち、教育的な力(=教育か)の存在を必要とせざるをえない。教育力の作用により「住民自治」の「主体形成」をはかることは、いいかえれば、住民が自治活動を進めることであり、住民が自治能力を発達させることを意味しよう。ここでは地域において教育力の主体が誰であるかが問題となってくる。

存在は「地区労」にもとめることができよう。そこで、なぜ、「地区労」が岩泉町において住民にたいする政治教育の主体的存在（＝主体者）になりえたのか。また、「地区労」は「住民自治」の実現をはかるため、いかなるかたちで意図的、組織的な働きかけをおこなってきたのか——住民の自治能力の形成、発達にとっての成果を中心に論じたい。

## 農村地域の社会変動と土地改良区

東京女子大学 山本英治

本報告は、新潟県中蒲原郡の亀田郷土地改良区にみられる思想と事業の事例を通して、農村自治とは何かについての検討資料を提供するとともに、農村自治の可能性をさぐろうとするものである。ただし、現在のところ、調査は未完でありしたがつて報告は中間的なものであることをことわっておきたい。本報告のテーマとして農村自治という表現を用いなかつたのは、農村自治といふことについて報告のなかで述べたい。この事例を報告する意義は、一般的に農村自治が問題とされる場合、集落単位か行政町村あたりを範域とすることが多いため、土地改良区は集落はもちろんのこと、行政町村をこえて組織されているといふ点が一つ、またそれは一応農民の自主的団体であるといふ点、さらにいま一つは亀田郷土地改良区の特殊的存在方、ということにある。

亀田郷は、新潟市・亀田町・横越村の一市一町一村よりなる農村地域で、その周囲は信濃野川などの河川によつてとりかこまれた輪中地帯である。またこの地域は、信濃川下流域では最も標高が低く、ほとんどの水田が（十一）六〇センチから（一）一メートルとなつてゐる。それだけに、これまでには河川のはん濫と湛水に常時みまわれ、水とのたたかいが主要な課題であった。こうしたことから、ここでは水の問題を契機とする共同関係が強くみられた。

この地域のこれまでの最大の農業問題は、腰までもぐる湿田であつたが、戦後ようやく乾田化が行なわれた。だが昭和四〇年頃以降新潟市の近郊ということから著しく都市化が進行し、農業生産上にもまた地域生活上にもさまざまな問題が生じるようになつてきた。

これに對して、行政においては積極的な対応策がみられなかつた。だが亀田郷土地改良区は、農業生産基盤の整備という本来的な事業に加えて、異例の地域センターなる機関を設置し、自主的に地域住民の生活環境条件の整備にとりくみつつある。

その特色は、1、行政範域をこえた形で展開されること、2、行政に協力を求めるが、そのさいもどちらかといふとイニシアティブを握つてゐること、3、土地改良区は農民の自主的団体であるが非農民的住民の利害もその視野におさめていること、4、一応リーダーシップを握つてゐる層は革新的立場にあり、支配権力には対抗的であるように考えられること、などであるが、そこに問題がないわけではない。たとえば、1、農民と非農民との利害調整の問題、2、農業生産上の問題、3、土地改良区とそれを基盤とする地域センターの活動の組織化・運営上の問題、4、地域センターの活動に対する住民の態度、5、土地改良区・地域センターと行政との関係、などを挙げることができる。

報告では、亀田郷の地域的特質、亀田郷土地改良区の構成と運営その思想と事業、これに対する農民の態度、を述べ、それらを通して農村自治について検討していきたい。

### 〔研究会総括〕

## 農村自治の諸問題

—本年度の課題「農村自治——史的展開と現状——」  
に関する関東地区の研究会からのまとめ—

### 関東地区宿題委員会

本年度の課題は、一昨年の「農民の生活破壊」、昨年の「村落生活の変化と現状——主体的再編成」というテーマを受けて、「農村自治——史的展開と現状」というテーマが設定された。このテーマに關して関東地区では、二月二一日安原茂、島崎稔の両氏、三月一八日に森武磨、大内雅利の両氏、六月一〇日に中野芳彦、高橋正郎両氏を招いて、三回の研究会を開いた。それについては研究通信に研究発表の概要と討論の経過を載せてるので、参照してほしい。これらの研究会において農村自治に関して種々な問題点がかなり明確に浮き彫りにされてきた。ここに、この紙面を借りて、それらの問題点を整理し、大会における討論を進める参考にしたいと思う。そして、特に感することは、昨年までの「生活破壊」「主体的再編成」という問題の延長線上に設定された本年度の「農村自治」の問題は実はそれ自体多くの課題をかかえており、必ずしも昨年ま

でのテーマと連続していない問題もかなり多いということであった。

### 一、「農村自治」の概念

まず、「自治」をどのように考えるべきかという自治の本質についての問題が提起される。この問題を考える前提として、「地方自治」、「自治体」、「地方自治制度」「地方行政」などの用語を明確にしておく必要がある「島崎」。「自治」は、近代的地方自治の歴史からみて、古典的には小ブルジョアの自治であり、小ブルジョアの集住地たる市場町における「住民集会」的な自治機構としてとらえることができる（島崎）。しかし、日本農村における自治をこれと同質のものとしてとらえるべきか否かについては多くの議論を生むであろう。もし、農村自治を独自なものと考えるならば、その根拠を何に求めるべきであろうか。ここに、自衛と自治とをどのように考えるべきかという問題が生じ、この点について島崎は共同体的な「自衛」と団体的「自治」とを区別して考へる必要がある（以下）。

日本の場合、部落の団体的機能の積重ねは行政的下請的なものであつたという根拠を示している。しかし、概念的には「自衛」と「自治」とは峻別されるべきものであるとはい、自衛と自治とは無関係のものではない。自治の第一歩は権力支配に対抗することにあると考えることができる。

フランスのコミュニ、イタリアのコムーネなどが中央権力の過度の介入に対する「城砦」である「島崎」ことからみても、権力に対する反抗の第一歩は自衛からはじまるのであり、自衛—抵抗—自治という一連のプロセスも考えうるのではないか。

しかし、農村自治の本質は、農民が主体的に行動すること、すなわち、農村における民主主義の発展との関係においてしていく必要

があることはいうまでもない。この点に関して、安原は、「農村自治とは農民層の主体的再編、組織的対応活動形態である」として、「農村自治とは農民自治にはならない」とみなしている。直接民主制から間接民主制（代表民主制）への推移はあるとしても、農村自治は民主主義と深いかかわりをもつてゐるのである。

自治は歴史的に規定され変形される。「近代的自治」という面からみれば、戦前の日本の農村に自治がなかつたという議論も成立しうるであろう。安原のいうように、「△農村自治△」を△近代的地方自治△の一実現形態として考える場合、そこに示される△自治△は集団、団体の自主的内部運営ないし内部規制原理といふ超歴史的抽象的活動「一般と等置しうるものではない」。人類が始つて以来、不吉不易の自治があつたという議論は現実的ではない。日本の戦前の農村自治に関して、小池基之は、「部落は農民運動・小作争議にも契機をなしたであろう。しかし抵抗の組織として、あるいは本来の自治の機構として部落が存在したのではなく、あくまで上からの支配機構として官能的自治しが存在しなかつた」という発言をしてゐる。

このような問題点を含みながら、日本農村自治の史的展開を見るならばいかがであろうか。安原は明治前期の自治の問題点を「獨立資格の設定」に立てる。明治後期においては、地方政局運動における農村自治の問題を山崎延吉の「農民の独立自當の自治」において見出そうとする。さらに、大正昭和初期においては、自治の担い手としての「小作争議のり」「ダーリング問題」としての「自治」を指摘する。この点に関して、森は大正後半から「農本自治」「農民自治」思想が噴出したことをむしろ日本ファシズム形成のモメントとみなす。すなわち農業危機が農民の小生産者の動搖

没落を強め、農村経済更生運動と結びつき、「中堅人物」を指導する「中心人物」の国家的掌握によつて日本ファシズムの形成の重要なモメントをなしたとみなす。農村において民主的な自治がなくなつたのである。昭和恐慌期の研究は農村自治の史的展開というテーマにとつて重要なポイントをなすであろう。

## 二、自治の範囲

農村の自治といった場合、それらどの範囲に妥当するものであろうか、日本の農村の場合古くから「自然村」「村落共同体」といわれる村落の範囲、すなわち部落の社会的結合が強く、農村自治といえば村落の自治をさすものと考えることが当然であつた。しかし、この「村落」は村研にとつて古くて新しい問題であり、とくに現在の村落は崩壊しつつあるともいわれ、また逆に「村落見直し論」や「集落再編論」が盛になつてきているこの時期に、改めて「村落とは何ぞや」という問は農村自治を考えたための重要な契機となろう。

農村の自治といった場合、村落すなわち部落の自治が大きな比重をもつてゐるとしても、現時点においては、もう少し広い範囲が考えられる必要があろう。とくに、町村合併によつて拡大された地方行政制度の下で、住民の生活の基礎的なニーズの実現は行政区町村によって担われることが多い。そこで都市をも含めた広域の地域社会の自治が問題となる。この点で、高橋は地域システム論の立場から、地域を集落レベル、市場レベルからみる考え方とならんで、それらを手段として使うような、経営機能のトータリティをもつた地域マネージメントを考えるべきだと提案し、国に国土があるよう町村にも町村土があるはずであり、行政町村、単位農場、あるいは市町村の範囲を超えた連合体を考えるべきであると主張している。旧

來の部落の自治に加えて、もう少し広域の地域の自治も考えられるべきであろう。

都市近郊の農村においては、兼業化の傾向、都市からの移住者によつて、いわゆる混住社会の性格をもち出している。大内はいくつかの実態調査をふまえ、混住化の実態を明らかにした上で、現在の農村自治に関して、伝統的自治組織が非農家の転入、行政体の主導によつて再編される過程としてとらえ、都市の拡大と「ムラの解体」とは土地利用の錯雜化、また農業の生産環境と住民の生活環境との競合状態を生ずる。そして非農家だけの自治組織が新設され、多數の行政対象としての住民を配する官製的自治組織が生することを指摘している。旧来の伝統的自治組織との関係が問題となろう。

### 三、自治のない手

農村自治を考える場合、農民各層のどの部分が自治をになつてきかは重要な問題である。安原が提起したように、日本の農民は元來、小ブルジョアであつたのか、農民に本当の意味の自治能力があつたのか、という疑問も生ずる。

また、農民層分解によつて、部落が行政下請機能をもつた団体と化しているプロセスは、島崎によつて示されるように、(1)農民層の両極分解による富農層が形成され、(2)支配における人格性の排除、貨幣関係化を特徴とする富農支配を生じ、(3)部落支配をすぐれて「行政的」なものにし、中央統制、官僚制の貫徹をもたらす。このように農民層分解による農村自治の変質の過程の分析も重要な問題であろう。

## 四、自治の内容

農村住民の「生活」のどの部分が自治とかかわりをもつてているのか、という問題も見落すことことができない。

農村自治の基礎をなす農業生産と自治との結びつきは特に重要な問題であろう。農業生産力の変化、農業改革とともに農村自治の変化、農業生産組織と農村自治もしくは自治体との関係など、解明されるべき点は多い。そして、農政が農林省—農民というチャンネルによつて貫徹されることに疑問をはさみ、地域農業のない手として地域主体を農民のみでなく各種の機関を考え、「大枠の中での地域にあつた経済主体の行動」をとる「自治体農政」という新しい考え方を提起した高橋の意見は一考に値しよう。

このような、農林省—自治体—農民とは全く別の、有機農法—産直—文明批判という農民の側からの下からの回路に着目した中野の発表も注目すべきであろう。

### 五、地方自治体の問題

われわれの研究会では自治体の問題より農村自治そのものに焦点があつてられてきたが、地方自治体の問題は農村自治を考える場合やはり欠くことができない。

地方自治体や農協などの団体が農業や農村において果す役割の解明はすでに触れた自治体農政（國からのハイドと同時に地域リーダーシップ）という視点（高橋）からみると、同時に、農政と自治政の角逐の接点（リーダーシップ）からも見直されなければならないであろう。後者に関しては、戦前には農林官僚と内務官僚との関係、戦後においては補助金農政とさえいわれる補助金の分配機構の解明が支配との関連で問われなければならないであろう。そして、形式合理的な官僚制機構が非合理的な村落共同体の世界に

末端において接合する論理は何かという島崎の問い合わせをもう一度考えてみる必要があろう。

## 六、住民運動・農村再組織化の問題

現在の農村においては、農業生産力の破壊、環境破壊、生活破壊が進行しつつあり、まさに危機的状況にある。このような農村をいかに再建するか、農村住民の運動、組織とのかかわりの下でどうえていくことは、農村自治についての大きな問題である。そして、ここに昨年までの生活破壊、生活の主体的再編というテーマとの連続性を見出すことができる。

大正、昭和の初期においては安原によつて小作争議のリーダー層によつて担われた「運動としての自治」が指摘された。現在においては兼業化による農村貢労労働者の増加、混住化による非農家の流入によつて、労農の組織化の基礎が増加している。また、農産物流通に関する生産者と消費者の間の問題も顕在化してきている。そしてこの点については中野が提起したように、かつては貧乏と重労働から解放が農村の大きな問題であったが、今では中間マージンの排除、安くよい農産物の供給、そして、共通の理念の下に生産者と消費者が連帯して現代文明や消費文化のあり方を批判する「産直運動」が注目されるであろう。

現在の日本の農村は危機的状況にある。この時期において、農村の再組織化の議論は盛んである。三全総に示された「定住圈」の構想、国土庁農村整備問題懇談会の「地域複合システム」の考え方、「村落見直し論」などである。われわれはこれらの構想を十分に検討していく必要があるのだが、とくにそれらの再組織のイデオロギーと展望とは十分に検討されなければならない。そしてその際

必要なことは、島崎の指摘するように、農民と労働者の生産（土地）と共同消費（生活）とを結合した要求にもとづいて、下からの再編の原動力としての中核農民の組織化に注目しながら、新しい自治の方向を求めていくべきであろう。

（長谷川 昭彦）

## 運営委員会報告

一、開催期日 九月九日（土）午後五時三〇分より

二、開催場所 本郷学士会館 七号室

一、出席委員 島崎 稔・高橋明善・中野 卓・蓮見音彦  
安原 茂・柿崎京一・及び宿題委員・長谷川昭彦

### 一、議題

#### (1) 報告依頼及び報告申込の取扱いについて

前回の運営委員会（通信第一一二号掲載）で決めた、共通課題報告者依頼の件について、その後交渉の結果、「農民運動」との関連で岩本由輝会員が報告されることを了解された。その結果、共通課題報告は、既に申込みのあった5名に加え、都合六名の会員にお願いすることになった点を了承された。

また、前回の運営委員会では、報告申際切日まことに届いたものは、いずれも「共通課題」に直接関連するものでかりであつたため、本年大会に限り、「自由」「課題」別の枠を設けないことに決定したことは既報の通りである。ところが、その後になつて、四名の方から報告の申込があつた。うち一名は、

その後に取消しとなり、結局三名の取扱い方に協議した。

その結果、前回の運営委員会の結論を修正し、右の三名の報告を「自由報告」としてくみ入れることにした。但し時間の都合で、「自由報告」は一名報告時間三〇分とすることにした。

尚、「課題報告」は五〇分である。

#### (2) 第二六回・大会プログラム作成について

本通信の昌歌記事の通り、プログラムを決定した。例年と異なる点は、「討論」に入る前に、各地区の研究会の「要点」を宿題委員より、一人一〇分程度で報告して貰うことにして、「共通課題」についての宿題委員会のコメントは除いたことです。

#### (3) 会費長期滞納者の「除名」手続きについて

前回の運営委員会において協議しました表題の件につき、その後、数名の方から返事あり、結局、前事務局から引続いた該当者四名中、会員継続する者六名であった。残り三六名中、退会申出た者四名、返事のない者三二名である。三二名については、「除名」処理することを決定した。

詳細は「会員動向」欄を参照されたい。

#### (4) 年報第一四集の編集・発行について(蓮見編集委員より報告)

ような報告があり、了承された。



### 編集委員会からのお願い

#### 一、年報第十五集の原稿募集について

本会の年報「村落社会研究」は、大会共通課題へ報告にもとづく論文のほか、会員の投稿論文によって編集されています。

次号の年報に投稿を御希望になる方は、次の要領で、大会当日までに編集委員会事務局(蓮見音彦)に御申込下さい。

(1) 論文は四〇〇字詰原稿用紙八〇枚を原則とし、原稿提出者は、昭和五四年四月末日です。

(2) 申込にあたっては、論文題目(仮題でも可)に四〇〇字前後の要旨をそえて下さい。

(3) お申込いただいた方には、編集委員会で検討の上、あらためて執筆をお願いします。その際、執筆要領をお送りします。

(4) 御提出いただいた論文については、編集委員会で掲載するか否かを決定させていただきました。

#### 二、年報第十四集の刊行について

「村落社会研究」第十四集が刊行されました。大会当日会場で頒布しますが、郵送を希望される方は、御茶の水書房(東京都千代田区神田神保町二一三六)に村研会員と明記して御住文下さい。定価四〇〇円ですか、会員には二割引で頒布します。

#### 第十四集内容

木下謙治・山本陽三・佐々木衛「都市近郊農村における集落

の機能—農業と集落の主体的再編成をめぐって」

2. 岩崎信彦「『みかん危機』のもとでの村落生活の変化と主体

的再編成—和歌山県有田市千田東地区のばあい」

3. 蓮見音彦「村落生活の変化と現状—大会共同討議のあらまし」

本間勝喜「羽州庄内における近世後期の農村の荒廃と復興」

高山隆三「西ドイツ農業政策の転換と農業構造の変化」

大内雅利・高田滋「近郊農村における地域社会の変貌」

研究動向

1. 関順也「史学・経済史学における村落社会の研究動向」

2. 大川健嗣「経済学における研究動向」

3. 山本英治「農村社会における研究動向」

4. 竹内利美「民俗学・社会人類学」

### 「研究通信・復刻版」について

村研大会二〇周年を記念して刊行しました「研究通信・復刻版」（創刊号一五〇号）がいよいよ残部僅少となりました。

現在、一部の在庫です。価格は一、五〇〇円（但し非会員は二〇〇円）、郵送料三〇〇円です。

御希望の方は左記へお申込み下さい。

187 東京都小平市小川町一一八三〇

白梅学園短期大学社会学研究室

## 会費納入の領収書について

会費を振替にて郵送された方には、特に領収書の発送を省略させていただいております。

郵送されました方は、ご面倒でも郵便局の受取証を一年間保管下さるようお願いします。

尚、領収書の特別必要な方は、事務局まで申出て下さい。

### 【正誤表】

前号研究通信（一一二号）岩本会員論文について左記の個所に誤植がありました、お詫びして訂正いたします。

頁・行数	正	誤
三〇頁下段一四行目	「自治」の名目	「自治」と名目で
三一頁上段四行目	日本皇道主義	日本皇道毛義
下段二行目	次元のところ	次元のところ
下段三行目	収斂	収録
下段四行目	「農村自治とか」「	「農村自治」と
三二頁上段五行目	稻次郎	稻治郎
下段十一行目	壊滅	壞滅
下段十六行目	中心とたつた	中心となつた
三三頁上段九行目	農民同盟の結成	農民同盟を結成
三四頁下段十一行目	山高学生の	山高の学生
三五頁上段一行目	砂田周蔵	砂田重蔵
下段二十五行目	内金	内帶金

三六頁上段二行目

上段三行目

田村 浩

田村 治

〔新入会員〕  
梶川道子 東北大学農学部

三七頁上段二十一行目

下段五行目

区長に就任

区長に任

不破和彦

980 仙台市兩宮 東北大農學部農業經濟研究室

下段八行目

部落へ金八円

部落へ金八円

和彦

東北大農學部農業經濟研究室

下段十六行目

などの事例

利用されたもの

利用されたもの

東北大農學部農業經濟研究室

三八頁上段三行目

上段六行目

制度に特有のもの

選舉違反がおきる

選舉違反がおきる

柳谷慶子

お茶の水女子大学

上段十行目

「農村自治」・「農民

「農村自治」・「農

大島真理夫

徳川林政史研究所

上段二十二行目

「超歴史的なもの」

「超歴史的なもの」

古宮洋

157 東京都世田谷区祖師谷一一一一一

上段二十二行目

「超歴史的なもの」

「超歴史的なもの」

桐原邦夫

176 東京都練馬区中村北三一八一九

上段二十二行目

「超歴史的なもの」

「超歴史的なもの」

星 真理子

人見荘内

上段二十二行目

「超歴史的なもの」

「超歴史的なもの」

柳谷慶子

お茶の水女子大学

上段二十二行目

「超歴史的なもの」

「超歴史的なもの」

大島真理夫

徳川林政史研究所

上段二十二行目

「超歴史的なもの」

「超歴史的なもの」

古宮洋

157 東京都世田谷区祖師谷一一一一一

上段二十二行目

「超歴史的なもの」

「超歴史的なもの」

桐原邦夫

176 東京都練馬区中村北三一八一九

上段二十二行目

「超歴史的なもの」

「超歴史的なもの」

星 真理子

人見荘内

（退会）上子武次・関敬吾・松浦孝作及び既報の森嘉兵衛氏

（滞納金全納）の四名。

（除名）東谷清次・狩野英伍・伊藤繁・井上修次・及川徹郎・

菊地省三・北森義明・木原健太郎・鶴松静江・小池善吉・

今野敏彦・佐々木泰雄・執行嵐・角節郎・高木幹夫・武

田良三・田中義郎・遠西武士・戸塚博允・飛沢謙一・中

川喜代子・宮川盛道・馬場昭・内藤一郎・永山栄子・西

村謙三・根岸義夫・平山敏治郎・松村安一・山口光男・

山田敬道・横田忠夫、以上三二名。

## 会員動向

○会費長期滞納会員

（退会）上子武次・関敬吾・松浦孝作及び既報の森嘉兵衛氏

（滞納金全納）の四名。

（除名）東谷清次・狩野英伍・伊藤繁・井上修次・及川徹郎・

菊地省三・北森義明・木原健太郎・鶴松静江・小池善吉・

今野敏彦・佐々木泰雄・執行嵐・角節郎・高木幹夫・武

田良三・田中義郎・遠西武士・戸塚博允・飛沢謙一・中

川喜代子・宮川盛道・馬場昭・内藤一郎・永山栄子・西

村謙三・根岸義夫・平山敏治郎・松村安一・山口光男・

山田敬道・横田忠夫、以上三二名。

〔住所・所属等変更〕

真理子（旧姓 德川）

605 京都府東山区福橋御対ノ内一一一八  
中野芳彦 58 千葉県勝浦市白井久保字関原二二三一二  
299 (電) 04707 (7) 0955

156 東京都世田谷区松原五一五  
桐原邦夫 茨城県歴史館  
280 千葉市大膳町八〇四

310 水戸市自由が丘五十五〇  
(電) 0292 (25) 8609

813 福岡市東区舞松原新町一一五九  
広夫 983 宮城県泉市南光台東二一一九一二二

502 岐阜市長良城之内 岐阜大教育学部

鹿子木 鈴木 中大 駒木 君塚 正義  
月幹 中幹 正義 156 東京都世田谷区松原五一五  
子子 502 岐阜市長良城之内 岐阜大教育学部

〔退会〕

池田義祐

住所不明会員の情報提供依頼

前回通信でもお願いしましたが、現在、左記の会員の住所が不明です。御存知の方がおられましたら、是非事務局へ御一報下さるよう願います。（括弧内の「所属」は七六年刊の名簿による）

井上文夫（関西学院大学）・賀川隆行・鹿子木月子（東北大学）  
・小山統治（国学院大学）・服部民夫（アジア経済研究所）・水野浩一（京都大学東南アジア研究センター）・長尾正文（東京農業大学）

あとがき

局を担当された山本会員をはじめ会員各位のご援助をいただき、かろじて持ちこたえることのできましたことを感謝します。

この一年の間でもつとも苦しかったことは、会費長期滞納者を整理するというめぐりあわせに出遭つたことでした。組織維持のためとはいえ、かつて村研でご活躍された方々のお名前を消去せざるをえなかつたことは沈痛な思いでした。失礼に及んだことをお詫びするとともに、今後とも村研活動にご支援下さいますようお願いいたします。

他方、この一年間に入会されました新鋭の研究者が二〇名にも達したことは、大きな救いでいた。新入会員の方々は、村研に大きな期待を寄せている趣意の文面を事務局によせていました。村研は、こうした新入会員の期待に応えていくべき研鑽の場としてより一層の充実を計るべき自覚を促されると共に、新会員の清新かつ自由闊達な気風によつて研究活動を旺んにし、会員相互の連帯をより一層強靭なものにしてゆくことを期待したいと思います。

もう一つ特筆すべきことは、大会報告を希望される方が多く、例年のように報告依頼するという手続きの殆んど不要だったということです。「農村自治」という時宜をえたテーマ設定も影響してのことと思われますが、村落社会研究に対する「熱気」を感じさせられました。宿題委員を中心とする地区研究会活動が、そうした状況を醸し出す一翼を担つていたようと思われます。

事務局を引継いだのがついこの間のようと思われ、時の過ぎ去ることの早さに今さらながら驚いています。しかし、この一年間を振り返つてみると、よくもまあ身の程知らずに事務局を引受けたものだと反省させられることばかりです。会員の方々の中にも事務局の波瀾を危惧されたことと深くお詫びします。しかし、前事務

（柿崎京一）